

# 令和7年度首都圏メディアプロモーション委託業務 仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度首都圏メディアプロモーション委託業務

## 2 事業の目的

本県では、食や温泉、体験コンテンツなど兵庫ならではの魅力を発信し、冬の観光需要を喚起するキャンペーンを予定している。本業務においては、本県と首都圏等のマスメディアの継続的なネットワークを構築し、テレビ、新聞、雑誌、WEB等の各種媒体でパブリシティを基本とした効果的なメディア露出に取り組むことで、全国における兵庫県観光の認知度向上、および各種観光キャンペーン等に合わせた県外から誘客拡大を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年2月28日

※ 予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において本事業に係る予算の減額、否決があるときは委託業務の仕様の変更及び執行を行わない場合があり得るものとする。

なお、上記に伴い、企画提案コンペ参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、兵庫県はその損害について一切負担しない。

## 4 事業費

金6,600,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 業務内容

### (1) 露出獲得に向けたメディアへのアプローチ、リレーション構築

委託期間を通じて、受託者のネットワークを活用して、メディア等に対して、その時期や状況に応じた兵庫県観光情報を提案し取材を促すこと。

アプローチ先は、首都圏に拠点を持つ、または全国に発信する影響力を持つ、テレビ局、番組制作会社、出版社、新聞社、通信社、WEBサイト運営者等のメディアとする。

#### ① 露出獲得に向けたメディアへの情報発信

- ・ メディアの露出獲得に繋げるため、兵庫県の旬な話題（ニュース）や観光・物産・イベント・キャンペーン等の素材を、メディアの求めるニーズにマッチするような情報に磨き上げ、ニュースレター等の効果的な方法で情報発信を行うこと。
- ・ 必要に応じてメディアアプローチの場に委託者も同席する機会を設け、メディアと委託者が継続的な関係を構築できるよう支援すること。

#### ② 露出獲得に向けたメディアへのアプローチ

- ・ メディアのニーズを把握し、兵庫県内各地のメディア露出につながるような企画を立案・提案し実施すること。

#### ③ メディアの取材支援

- ・ メディア側から、取材先候補のリストアップ、写真提供、各施設への撮影許可取りの支援、その他要望があった場合は丁寧にヒアリングし、委託者と相談・協力のうえ迅速に対応すること。
- ・ メディア側が露出を前提とした取材を行う場合は、取材にかかる交通費等の負担

については受託者がメディア側と協議し県への負担は求めないこと。

### (2) 実施効果

- ・ 受託者は、本業務における首都圏メディア露出件数や広告換算額などの目標を設定し提案すること。広告換算額を提案する場合は、その算出根拠も提示すること。
- ・ 露出件数については、テレビ1媒体、紙面3媒体、WEB5媒体以上の獲得を目標とすること。
- ・ 本業務の目的である「首都圏からの誘客促進」の効果を測定するための提案を行うこと。

### (3) 定期報告

- ・ 毎月、次のアからエに関する実施状況を報告すること。
  - ア 首都圏メディアとのコンタクト状況及び内容
  - イ 露出記事等のクリッピング
  - ウ リリース内容や配信時期、配信先及び配信結果
  - エ その他活動内容がわかる資料
- ・ その他、必要に応じて県とミーティングを行うこと。(オンラインでも可)

## 6 業務計画書の提出

契約締結後、提案業務の実施方法について県と協議を行い、その内容を踏まえた業務計画書を提出する。業務計画書には、業務の具体的な実施方法やスケジュールを必ず記載すること。

## 7 実績報告書・成果物の提出

本業務に関わる実績報告書(実施内容、成果、写真等一式)を契約期間満了日までに納品すること。

成果物については、実績報告書のほか以下のとおりとする。

- ・ プロモーションの実績
- ・ プロモーションの効果等を取りまとめたデータ
- ・ その他、委託者が完了検査に必要と認めるもの

## 8 業務実施上の留意点

### (1) 契約の締結

- ① 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

### (2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

### (3) 業務の履行に関する措置

本業務に履行については、委託者の指示に従うこと。

### (4) 成果品の利用（二次利用）

本業務において受託者が作成した資料などの著作権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲内において、隨時利用できるものとする。

### (5) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(7) 著作権・肖像権等

受託者は、他社の所有権や著作権、意匠権や商標権、肖像権などを侵害しないことを保証すること。受託者が作成した資料などの制作に関して著作権等の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。

(8) 再委託

受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

(9) その他

① 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関する疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。

② 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。